

2025 年 3 月 24 日 全 9 頁

サステナビリティ開示動向アップデート(2)

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の現状

マネジメントコンサルティング部 主任コンサルタント 中川 葉子

[要約]

- 日本では、2025 年 3 月 5 日に日本版サステナビリティ開示基準が公表された。2027 年 3 月期決算以降、時価総額が大きなプライム市場の上場企業から段階的に、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示が義務化され、対象企業には、現状よりさらに広範かつ深い内容の開示が求められることになる。対象外の企業についても同基準に基づく任意開示が推奨されており、開示に消極的な企業は資本市場における評価が下がるリスクがある。
- 多種多様なサステナビリティ・トピックが注目を集める中、これからサステナビリティに関わる取り組みを本格化する企業にとって、何から優先的に検討すべきか判断に悩むところである。時価総額 3 兆円以上の大企業 69 社を対象に、有価証券報告書に記載されているサステナビリティ・トピックを集計すると、人的資本や気候変動、健康経営、生物多様性に関して記述している企業が過半を占めている。これらは上場企業のみならず、ステークホルダーからの関心も高いトピックと考えられる。
- それぞれのサステナビリティ・トピックについて開示を行うためには、社内の実施体制を整備し、社内外の情報を収集・整理・分析し、今後の方向性を検討し意思決定するなど、時間と人手をかけて取り組む必要がある。開示義務化への流れが強まる中、これまでサステナビリティについて強く意識してこなかった企業も、早めに検討を始めると良いだろう。

1. 日本版サステナビリティ開示基準の導入

日本企業のサステナビリティ開示は、有価証券報告書や統合報告書、CSR/サステナビリティレポート、ウェブサイトなど、さまざまな媒体で行われており、多くの企業の開示内容は年々充実してきている。これらの開示の多くは任意で行われていることが特徴であり、各社とも工夫を凝らしながら、自社のビジネスと多様なサステナビリティ・トピックの関係について、説明している状況である。

一方、近年では上場企業などに対し、サステナビリティ開示を義務付ける制度が導入されている。2023年1月31日の企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書において一部のサステナビリティ項目の開示が義務付けられることとなった。具体的には「第2事業の状況」のパートに「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、サステナビリティに関わる「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の開示が求められることとなった。また、人的資本に関しては「人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針」、「社内環境整備に関する方針」について記載すること、これらの方針に関する「指標及び目標」を記載することが義務付けられた。加えて「第1 企業の概況」のパートの「従業員の状況」において、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差などの多様性に関する指標の開示が義務化された¹。

義務化から2年目となる2024年3月期以降の各社の有価証券報告書を見ると、企業により内容の充実度に差が見られるものの、各社とも、サステナビリティについて何らかの記載を行っている状況となっている。

日本国内ではさらに、サステナビリティ基準委員会（以下 SSBJ）が2025年3月5日に日本版サステナビリティ基準（以下、「SSBJ 基準」）を公表した²。SSBJ 基準が適用されれば、より広範かつ深い開示が義務化されることになる。具体的には、サステナビリティに関わる「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」について、一層踏み込んだ記載が求められており、表面的な開示では不十分とみなされる可能性が高い。

特に、サステナビリティの取り組みが本格化していない企業にとって大きな課題となりうるのが「戦略」パートである。SSBJ 基準によると、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込めるサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示を求めるとともに、それらがビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響、財務的影響、企業の戦略及び意思決定に与える影響、レジリエンスについても開示しなければならない。

なお、金融庁金融審議会のワーキング・グループによると、2027年3月期以降、プライム市場に上場する時価総額3兆円以上の「大企業」から、段階的にSSBJ 基準に基づいた開示が義務化される。時価総額が小さい企業は義務化までに時間的な猶予があるため、先行グループの開示内容などを踏まえつつ準備を進めることができる。ただし、テーマによっては、単に開示すれば良いのではなく、全社的な取り組みを行う必要があるため、少しでも早めに対応の検討を開始した方が良好だろう。

¹ 気候変動に関しては、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、プライム市場上場企業に対して「TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実」させることが求められているが、有価証券報告書への記載自体は義務化されていない。

² 詳細は宮内久美「高まるサステナビリティ情報の開示充実化の要請と企業の実務対応」（2024年12月23日）参照。

「大企業」の中には、投資家などのさまざまなステークホルダーからの強い要請を受けて、既にベストプラクティスに近い開示を行っている企業が多く見られる。次節では、これらの企業がどのようなサステナビリティ・トピックに着目しているのかを概観する。

2. 「大企業」が開示しているサステナビリティ・トピック

これからサステナビリティ開示を検討する企業にとって、どのトピックを優先的に検討すべきか、どのように取り組むべきか、あるいはどのように開示を行うべきかは、大きな悩みどころである。その際、先行企業の開示内容は参考になる。

前節の通り、今後はプライム市場の時価総額 3 兆円以上の企業から段階的に、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ開示が義務付けられる計画である。2025 年 1 月末時点で時価総額 3 兆円以上の企業は 69 社であった（いずれもプライム市場に上場）。これらの企業について、2023 年度の有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄でどのようなサステナビリティ・トピックに言及しているかについて、下記の手順で集計した。

① 調査対象企業

時価総額 3 兆円以上の上場企業 69 社（2025 年 1 月 31 日時点）を調査対象とした。

② サステナビリティ・テーマの抽出

GRI スタンドアードの項目リスト（図表 1）をもとに、集計対象とするサステナビリティのテーマを抽出した。GRI スタンドアードは、企業などの組織が経済、環境、社会に与えるさまざまなインパクトについて、ステークホルダーに情報提供する際に用いられる開示フレームワークである。環境・社会・ガバナンスの各分野のトピックを幅広く網羅していることが特徴であり、また、多様な開示フレームワークの中でも透明性や比較可能性の向上において高い評価を得ているため、グローバルで非常に多くの企業が参照している。ここでは、GRI スタンドアードの項目リストの中から、企業によって開示内容の濃淡が大きい環境、社会分野に絞り、集計を行うこととした。

(図表 1) GRI スタンダードの全項目

GRI 1 : 基礎	GRI 101 : 生物多様性 2024	GRI 401 : 雇用
GRI 2 : 一般開示事項	GRI 201 : 経済パフォーマンス	GRI 402 : 労使関係
GRI 3 : マテリアルな項目	GRI 202 : 地域経済でのプレゼンス	GRI 403 : 労働安全衛生
GRI 11 : 石油・ガス	GRI 203 : 間接的な経済的インパクト	GRI 404 : 研修と教育
GRI 12 : 石炭	GRI 204 : 調達慣行	GRI 405 : ダイバーシティと機会均等
GRI 13 : 農業・養殖業・漁業	GRI 205 : 腐敗防止	GRI 406 : 非差別
GRI 14 : 鉱業 2024	GRI 206 : 反競争的行為	GRI 407 : 結社の自由と団体交渉
	GRI 207 : 税金	GRI 408 : 児童労働
	GRI 301 : 原材料	GRI 409 : 強制労働
	GRI 302 : エネルギー	GRI 410 : 保安慣行
	GRI 303 : 水と廃水	GRI 411 : 先住民の権利
	GRI 305 : 大気への排出	GRI 413 : 地域コミュニティ
	GRI 306 : 廃棄物	GRI 414 : サプライヤーの社会面のアセスメント
	GRI 308 : サプライヤーの環境面のアセスメント	GRI 415 : 公共政策
		GRI 416 : 顧客の安全衛生
		GRI 417 : マーケティングとラベリング
		GRI 418 : 顧客プライバシー

(注) オレンジの網掛けは、今回分析対象とした項目

(出所) GRI スタンダードより大和総研作成

③ キーワードによる検索と集計

2023 年度の有価証券報告書の「サステナビリティにおける考え方及び取組」の記載内容から、GRI スタンダードに関わる用語のテキスト検索を行った。

GRI スタンダードの項目名だけでは、開示内容を網羅できない可能性もあるため、集計の際には、図表 2 の「開示しているとカウントしたキーワードの例」に記載されている用語についてもテキスト検索を行った。例えば「GRI 101 の生物多様性」については、開示内容に「生物多様性」が含まれていなくても、自然資本、ネイチャーポジティブ、TNFD というキーワードが含まれていれば、GRI 101 に関わる開示が行われているものとしてカウントした。

集計結果は図表 2 の通り。69 社のうち開示していると判断された企業の割合を、表中の「開示率」として示した。

(図表 2) 各社の有価証券報告書における開示状況

番号	サステナビリティ・トピック (GRI スタンドアードの名称)	開示しているとカウントしたキーワードの例	開示率 (69 社中)
GRI 101	生物多様性	自然資本、ネイチャーポジティブ、TNFD	57%
GRI 301	原材料	材料の使用量、リサイクル、リユース、リデュース	45%
GRI 302	エネルギー	エネルギーの使用量、消費量、省エネ	49%
GRI 303	水と廃水	水の使用量、消費量、取水、排水、リサイクル	20%
GRI 305	大気への排出	GHG、CO ₂ 、温室効果ガス、Scope1-3	97%
GRI 306	廃棄物	廃棄物	32%
GRI 308	サプライヤーの環境面のアセスメント	環境面のサプライヤーアセスメント、環境評価	3%
GRI 401	雇用	採用、離職、手当、休暇、(従業員の)エンゲージメント	94%
GRI 402	労使関係	事業場の変更に関する最低通知期間	0%
GRI 403	労働安全衛生	健康経営、労災、安全衛生	68%
GRI 404	研修と教育	研修、スキル、人材開発	93%
GRI 405	ダイバーシティと機会均等	女性活躍、年齢、国籍、LGBTQ	100%
GRI 406	非差別	差別	23%
GRI 407	結社の自由と団体交渉	結社、団体交渉	4%
GRI 408	児童労働	児童労働	12%
GRI 409	強制労働	強制労働	10%
GRI 410	保安慣行	保安	1%
GRI 411	先住民族の権利	先住民族	6%
GRI 413	地域コミュニティ	コミュニティ、地域社会	41%
GRI 414	サプライヤーの社会面のアセスメント	社会面のサプライヤーアセスメント、人権の評価、人権デュー・デリジェンス	41%
GRI 415	公共政策	献金	0%
GRI 416	顧客の安全衛生	安全性、衛生	17%
GRI 417	マーケティングとラベリング	(責任ある) マーケティング、ラベリング	7%
GRI 418	顧客プライバシー	プライバシー、個人情報	17%

(注) 緑の網掛けは、時価総額上位 69 社のうち、50%以上の企業が開示しているトピック

(出所) GRI スタンドアード、各社の 2023 年度有価証券報告書 (Anac lue より取得) より大和総研作成

3. より深い開示が求められるトピック（気候変動、人的資本）

集計の結果、大企業 69 社のうち、9 割を超える企業が開示を行っているのは、①ダイバーシティと機会均等（100%）、②大気への排出（97%）、③雇用（94%）、④研修と教育（93%）の 4 つのトピックであった。②に関しては、GHG の大気への排出に関わる開示、すなわち気候変動関連の開示が大半を占めている。気候変動については現状、有価証券報告書への記載は義務化されていないが、各社及びそのステークホルダーの関心が非常に高いことが開示率の高さの一因と考えられる。また、2021 年 6 月 11 日に施行された「改訂コーポレートガバナンス・コード」において、気候変動について「TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実」がプライム企業に対して義務化されたことも背景にあらう。①、③、④については、2023 年 3 月期以降の有価証券報告書において、人的資本に関する記載を拡充させることが求められているため、ほぼすべての企業が開示を行っている。しかしながら、上記のような既に多くの企業が開示済みであるトピックについても、日本版サステナビリティ開示基準が導入されれば、その内容を一層深化させることが求められる。

① 気候変動

例えば、気候変動に関しては、大企業以外も含む上場企業全体で見ると、開示している企業は 2,402 社と全体の約 6 割にのぼっている（2023 年度）³。一方、開示の内容については企業間で大きな差が生じている。一例として、2022 年度と 2023 年度の有価証券報告書における上場企業の「Scope3」に関する記載状況を整理した（図表 3）。Scope3 とは、自社のサプライチェーンの上流、下流で発生する GHG 排出量の合計を指しており、企業の環境負荷を包括的に評価するための重要な指標である。TCFD 提言でも開示が推奨されているが、2022 年度に開示している企業は 538 社、2023 年度は 887 社と、全体的には増加傾向にあるものの、2023 年度時点では上場企業全体の 23%にとどまった。Scope3 の算定にあたっては、取引先からのデータ収集が必要であり、分析にも多大なコストとリソースが求められる。依然として多くの企業が Scope3 の開示に対応できていない現状が浮き彫りとなっている。

SSBJ の「気候関連開示基準（案）」が適用されれば、対象企業については「Scope3」に関して開示が義務化される見通しである。開示に至るまでの社内情報収集、取引先からのデータ収集、データの整理・分析、戦略への落とし込み、開示案の策定などには相応の時間がかかることが見込まれるため、早めに取り組むことが望ましい。開示義務化の対象となっていない企業についても SSBJ 基準は任意での開示が奨励されており、開示しないことによって投資家を始めとしたステークホルダーから評価を得にくくなる恐れがある。

³ なお、これらの社数は有価証券報告書のテキスト検索を行って集計した結果であるため画像データ内の記述は含まれていない可能性がある。また、URL でウェブサイトなどの詳細情報を参照している場合も含まれない。

(図表 3) Scope3 について開示を行っている企業数

	2022年度			2023年度			
	上場企業数	Scope3 開示企業数	開示企業 割合	上場企業数	Scope3 開示企業数	開示企業 割合	開示企業 増加数
水産・農林業	12	1	8.3%	12	3	25.0%	+2
鉱業	6	3	50.0%	6	3	50.0%	+0
建設業	155	30	19.4%	153	47	30.7%	+17
製造業	1,438	278	19.3%	1,435	426	29.7%	+148
電気・ガス業	25	5	20.0%	25	8	32.0%	+3
運輸・情報通信業	687	50	7.3%	713	97	13.6%	+47
商業	648	82	12.7%	643	144	22.4%	+62
金融・保険業	168	45	26.8%	169	69	40.8%	+24
不動産業	140	16	11.4%	139	26	18.7%	+10
サービス業	518	28	5.4%	535	64	12.0%	+36
合計	3,797	538	14.2%	3,830	887	23.2%	+349

出所：日本取引所グループ「統計月報」、Anaclue より大和総研作成

注：「上場企業数」は、2023 年 3 月末、2024 年 3 月末の数値。

「Scope3 開示企業数」は有価証券報告書の中で「Scope3」について記述している企業の数を集計。

テキスト検索による集計であるため、画像データ内の記述は含まれていない可能性がある。

また、URL でウェブサイトなどの詳細情報を参照している場合も含まれない。

「スコープ 3、Scope3」という言葉が含まれていればカウントされるため、実績・目標の数値が開示されているとは限らない。

② 人的資本

また、既に開示が義務化されている人的資本についても、投資家からは、より踏み込んだ内容が求められている。一般社団法人生命保険協会が 2023 年度に投資家などに対して実施したアンケート調査によると、人的資本経営の実現に向けて、「経営戦略と人事戦略を連動させる取り組み」が重要であると回答した投資家が約 80%を占め、また、「人材に関する KPI を用いた『As is-to be ギャップ（現状とあるべき姿のギャップ）』についての定量把握」を重視している投資家も 4 割以上を占めている⁴。

企業に対しては、義務化されている開示項目を単に記載するだけではなく、①経営戦略における人事戦略の位置づけ、②会社の現状の課題の分析とそれを踏まえた施策、③進捗の管理に使用する KPI、④PDCA の回し方、など、より広い目線で開示することが求められている。

4. 今後重視される可能性が高いトピック（健康経営、生物多様性）

上記以外で大企業の半数以上が開示しているトピックとしては、⑤労働安全衛生（68%）、⑥生物多様性（57%）が挙げられる。これらのトピックは、社内外のステークホルダーの関心の高

⁴ 一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果（2023 年度版）」

まりを受けて、積極的に取り組みを行い開示している企業が多いと見られる。そして開示率が高まることで、ステークホルダーからの注目が一層集まり、開示する企業がさらに増加することが見込まれる。

① 健康経営

GRI スタンドアードによると、労働安全衛生は「肉体的及び精神的な傷害の防止」と「労働者の健康増進」の両方の観点を含むテーマとなる。前者については、「危険性の特定」、「リスク評価」、「労働者研修」、「事故の特定と調査」など、従業員の傷害を防ぐためのマネジメントシステムの運用が求められている。他方、後者については「健康経営」とも呼ばれ、医療サービスや自主的な健康増進サービス・プログラムの提供を通じて、労働者の健康を積極的に促進する取り組みを指す。

近年、特に後者の健康経営に関わる開示を行う企業が大きく増加している。2023 年度の有価証券報告書において、「健康経営」について言及している企業は全上場企業の約 4 割を占めた⁵。中には「健康経営を重視している」旨の簡易な説明にとどまる企業も多く見られるが、「なぜコストをかけてまで健康経営に取り組むのか」という投資家からの関心に対する説明としては不十分であろう。健康経営に対する考え方に加えて、方針の策定や施策の検討・促進、実績の評価、マネジメントの方法などについて開示を行うことが望ましい。今後、健康経営に関わる開示を拡充させようと考えている企業は、まずは健康経営の PDCA サイクルに関する説明から行うと良いのではないかと。

なお、優れた開示を行っている企業の一部には、なぜ経営戦略において健康経営を重視しているのか、健康経営に取り組んだ効果をどのように計測しているのか、企業価値への貢献をどのように評価しているのかなど、より踏み込んだ説明を試みている企業も見られる。

② 生物多様性

生物多様性については、国内外のさまざまな組織が情報開示のフレームワークを公表している。任意開示のフレームワークとしては、2023 年 9 月に TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）による開示フレームワークの最終版が公表された。2024 年 1 月には GRI が「GRI304 生物多様性 2016」の内容を大幅に拡充した「GRI101 生物多様性 2024」を発表しており、この新スタンダードは 2026 年 1 月から正式に適用される予定である。

一方で、義務化の流れとしては、まず EU では 2023 年 1 月に発効した企業サステナビリティ報告指令（CSRD）において、大企業等に対して、生物多様性を含むサステナビリティ・トピックに関わる開示を義務付けている（日本企業も EU 域内の売上高などの一定の基準に該当した場合、2028 年度以降に適用される）。そして国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は 2024 年 4 月

⁵ なお、「健康経営」について有価証券報告書内で言及している企業数は、2021 年度：417 社→2022 年度：1,111 社→2023 年度：1,593 社（全上場企業）となった。

に「生物多様性、生態系及び生態系サービス」と「人的資本」の2つの開示基準策定に向けた調査を開始することを公表しており、今後基準が策定されれば、日本を含む多くの国・地域で、基準の適用が検討されることになる。なお、これら TNFD や SSBJ の開示フレームワークは、互いの整合性を重視して開発されている。従って、生物多様性に関しては、TNFD に準拠した開示に取り組めば、SSBJ 基準にも対応できると考えられている。

日本国内では現状、生物多様性に向けた開示は義務化されておらず、上場企業全体で見ると、2023 年度の有価証券報告書において生物多様性について言及している企業は 300 社超と全体の 1 割にも満たない。しかし、先進的なサステナビリティ開示を行っている企業においては、TNFD のフレームワークをベースに着々と開示の準備を行っているようだ。2024 年 1 月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で公表された「TNFD アーリーアダプター」のリストによると、全世界で 320 社、うち日本企業は 80 社が、遅くとも 2025 年度の事業年度について、TNFD に基づく開示を行う意向を宣言している。

今後、生物多様性に関わる ISSB 基準が策定されれば、日本国内においても開示が義務化される可能性が高い。TNFD アーリーアダプターなどの先進的な取り組みを行っている企業の開示を参照しながら、自社の事業活動やバリューチェーンの全体像を把握し、生態系への依存・影響面で重要と考えられる拠点を特定するなど、準備を始めておきたい。

5. おわりに

日本版サステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）で示されるフレームワークに則って開示を行うことにより、グローバル基準に則った透明性、比較可能性の高い情報を提供することが可能となる。企業にとっては、ステークホルダーからの関心度が高いテーマに関する開示を充実させることによって、自社の取り組みをアピールするきっかけになることが期待される。

社会では非常に多くのサステナビリティ・テーマが注目されているが、先進的な開示を行っている大企業の開示を見ると、人的資本や気候変動に加えて、健康経営や生物多様性などの社会課題が重視されている。これからサステナビリティの検討を開始する企業は、まずは最初の取り組みとして、これらのテーマを優先的に取り上げ、企業価値及び自社の事業にどのように関係しているか検討すると良いのではないかと考える。また、各テーマの開示の深さも求められる中、表面的な対応ではステークホルダーからの評価を得られない恐れがある。先行企業のベストプラクティスの開示を参照しながら、早めに方向性を検討すると良いだろう。

—以上—